

○執行機関の附属機関に関する条例（抄）

（共同設置の附属機関）

第1条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第1項の規定により他の普通地方公共団体と共同して設置する執行機関の附属機関として、次のとおり附属機関を置く。

附属機関を共同して設置する他の普通地方公共団体	附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
大阪府	市長	[略]	[略]
		大阪府市 I R 事業評価委員会	夢洲地区において民間事業者が実施する特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業に係る認定区域整備計画の実施の状況の評価等に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務